

土木管理課

議案第125号

特別区道路線の廃止について（西麻布三丁目）

議案第126号

特別区道路線の認定について（西麻布三丁目）

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	特別区道路線の廃止・認定(略図)	2
資料②	西麻布三丁目北東地区の街づくりについて	3

特別区道路線の廃止・認定（略図）

廃止路線 特別区道 第513号線 延長：約193m

認定路線 特別区道 第1,202号線 延長：約143m



凡 例	
	廃止路線
	認定路線

西麻布三丁目北東地区の街づくりについて

1 計画地の位置・地区の概況

西麻布三丁目北東地区は、約1.6haの区域です。放射第22号線（六本木通り）及び補助線街路第10号線（テレビ朝日通り）に面しており、地下鉄六本木駅に近い交通利便性の高い地区です。

地区内には、旧耐震基準の建物が多く残っており、オープンスペースが不足していることから、防災性の向上が求められています。また、補助線街路第10号線が整備されていないことや、放射第22号線と補助線街路第10号線の交差点には信号が無いことから、歩行者空間の快適性、安全性に課題があります。

そのため、補助線街路第10号線の拡幅整備や広場等のオープンスペースの整備、歩行者デッキ等の整備により、回遊性の高い歩行者ネットワークを形づくるとともに、地域の防災性や安全性を確保します。また、住宅、業務、店舗、ホテル等の複合施設を整備することで、六本木地域に求められる複合市街地をつくりまします。

■位置図



出典：国土地理院ウェブサイト（<https://www.gsi.go.jp>） 基盤地図情報を加工して作成

2 これまでの主な経緯

- | | | | |
|----------|----------------------|---------|------------|
| 平成16年5月 | 地権者によるまちづくり協議会を設立 | 平成31年4月 | 都市計画決定 |
| 平成19年10月 | 「まちづくり組織」として港区に登録 | 令和2年9月 | 市街地再開発組合設立 |
| 平成21年11月 | 「まちづくりビジョン」を作成し港区に登録 | 令和5年2月 | 権利変換計画認可 |
| 平成25年3月 | 市街地再開発準備組合設立 | | |

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年度 新築工事着手
- 令和10年度 工事完了

4 整備する主な公共施設等

種類	名称	幅員	延長	面積	備考	
都市計画施設	道路	補助線街路第10号線	都市計画に定めるとおり	—	拡幅	
主要な公共施設	広場	広場1号	—	約2,980㎡	—	
		広場1-1号	—	約660㎡	階段・昇降機を含む	
		広場1-2号	—	約1,680㎡	幅5m以上	
		広場1-3号	—	約640㎡	—	
	その他の公共空地	歩行者通路1号	3.0m	約50m	—	デッキ
	歩行者通路2号	2.0m	約80m	—	デッキレベルで整備	
	歩行者通路3号	2.0m	約45m	—	デッキレベルで整備	
	歩行者通路4号	4.0m	約80m	—	青空空地とし、植栽を含む	
地区施設	緑地	緑地1号	—	約220㎡	—	
		緑地2号	—	約520㎡	—	
		緑地3号	—	約180㎡	—	
	その他の公共空地	歩道状空地1号	5.0m	約40m	—	植栽を含む
		歩道状空地2号	2.0m	約10m	—	植栽を含む

※拡幅を除き新設

5 施設整備の概要（予定）

	A街区	B1街区	B2街区	B3街区
敷地面積	約7,430㎡	約1,100㎡	約1,100㎡	約600㎡
建築面積	約3,840㎡	約450㎡	約400㎡	約410㎡
延べ面積	約97,010㎡	約1,070㎡	約800㎡	約1,030㎡
主要用途	住宅、事務所、店舗、ホテル等	寺社及び附属施設		
階数	地上54階/地下4階	地上3階/地下1階	地上3階/地下1階	地上4階/地下1階
建築物の高さ	約200m	約13m	約11m	約13m

■配置イメージ図



イメージパース（地区北東方向から望む）



広場1-2号のイメージ



歩行者通路1号のイメージ



歩行者通路2号のイメージ